

新工事 第 113 号
令和 5 年 2 月 20 日

市発注工事受注者各位

新潟市工事検査課長

建設工事現場における事故報告について（通知）

本市が発注する建設工事現場における事故等については、「新潟市危機管理基本方針」に基づき、危機情報として取り扱うこととし、速報の手順、報告内容及び報告先などの事務処理の方法が規定されています。

受注者におかれては、事故防止の徹底に最大限に努めていただくことはもとより、やむを得ず事故が発生した場合には、下記のとおり速やかに報告をいただくよう通知します。

記

- 1 報告の方法 別紙「請負工事等事故報告書」により報告

- 2 事故の区分
 - (1) 重大な事故
 - ① 工事関係者の死亡事故
 - ② 工事による第三者（工事関係者以外）の死亡事故及び負傷事故
 - ③ 工事による第三者（工事関係者以外）への損害を及ぼした事故
(上・下水道施設、ガス施設、電力施設などのライフライン施設に関するものを含む。)
 - ④ 掘削現場での土砂崩落事故などや労働安全衛生規則第 96 条に規定する事故で報道機関の報道対象になると思われる事故
 - ⑤ 市に理責任がある事故
 - ⑥ 市に管理責任があるかどうか不明であるが、人命にかかわる事故

 - (2) その他の事故
 - ① 工事関係者の負傷事故（労働安全衛生規則第 97 条関係）
 - ② 労働安全衛生規則第 96 条に規定する事故のうち、人的災害を含まず報道機関の報道対象にならないと思われる事故